

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度について

### 1. 個人住民税（市民税・県民税）の公的年金からの特別徴収（天引き）制度

公的年金（老齢基礎年金等）受給者の納税の便宜や市町村の徴収の効率化を図るため、平成 20 年 4 月 30 日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、平成 21 年度より公的年金から個人住民税を天引きさせていただく「特別徴収制度」が開始されました。この制度の導入により、年金の支払いをする日本年金機構などの年金保険者が直接、市に個人住民税を納めるようになりましたので、対象となる方は基本的に金融機関や役所に行く必要がなくなりました。

#### （1）対象者

この制度の対象となるのは、「4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方」です。ただし、次のいずれかにあてはまる方は、特別徴収の対象となりません。

- ・当該年度の老齢基礎年金等の年額 18 万円未満である方
- ・当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金等の年額を超える方
- ・介護保険料が特別徴収されていない方
- ・所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢医療保険料を差し引いた残りの年金支給額が特別徴収される税額より小さい方

#### （2）特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金または老齢年金（昭和 60 年以前の制度による年金）、退職年金等から特別徴収されます。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、個人住民税の特別徴収はされません。

#### （3）特別徴収される個人住民税の税額

特別徴収されるのは、年金所得の金額から計算した個人住民税の税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税の税額は、これまで通り給与からの特別徴収、または普通徴収（本人が納付書で役所や金融機関などで納めたり、口座振替によって納める方法）で納めていただくこととなります。

#### (4) 特別徴収制度の開始時期と徴収方法

特別徴収の対象となる最初の年度は、公的年金の10月支給分から特別徴収の開始となります。そのため、個人住民税の6月・8月分(年税額の半分)については、これまでどおり普通徴収により納めていただくことになります。特別徴収2年目以降については、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回に分けて年金支給時に公的年金から特別徴収します。

#### 公的年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

納期	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収		公的年金からの「 <u>特別徴収</u> 」		
徴収税額	年税額の 約1/4	年税額の 約1/4	年税額の 約1/6	年税額の 約1/6	年税額の 約1/6

#### 特別徴収2年目以降の徴収方法

納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	公的年金からの「 <u>特別徴収</u> 」					
徴収税額	前年度2月と同額 (仮徴収税額)	前年度2月と同額 (仮徴収税額)	前年度2月と同額 (仮徴収税額)	本年度税額から仮徴収税額を差し引いた額の 1/3	本年度税額から仮徴収税額を差し引いた額の 1/3	本年度税額から仮徴収税額を差し引いた額の 1/3

#### ※仮徴収税額とは・・・

税額が確定していない段階で、前年度2月分と同額を、個人住民税として徴収することを言います。個人住民税の税額は前年の所得(毎年6月頃に確定)により算出されることから、新年度当初では、年間の個人住民税の税額が確定していません。このため、4月、6月、8月の特別徴収(年金からの徴収)は、前年度の個人住民税の税額を基に仮徴収という形で徴収します。確定した個人住民税の税額から4月、6月、8月の仮徴収税額を引いた残額を10月、12月、2月の特別徴収(年金からの徴収)で本徴収します。なお、確定した個人住民税の税額よりも仮徴収額が過大となった場合には、過納額を還付いたします。

## (5) 特別徴収が中止となる場合

特別徴収の開始後、市外へ転出や税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、普通徴収（本人が納付書で納める、または口座振替によって納める方法）により納めていただくこととなります。

## 2. 年金特別徴収についてよくあるご質問

### Q 1

公的年金からの特別徴収の実施について、特別徴収を希望しない場合、普通徴収に変更することはできますか？

### A 1

本人の希望により徴収方法を変えることはできません。

地方税法（321 条の 7 の 2）により、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する」とされており、次に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象となります。

- ・ 1 月 1 日以降に転出等の理由により、市内で住所を有しなくなった方
- ・ 当該年度の老齢基礎年金等の年額が 18 万円未満である方
- ・ 当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金等の年額を超える方
- ・ 介護保険料が特別徴収されていない方
- ・ 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を差し引いた残りの年金支給額が特別徴収される税額より小さい方

### Q 2

特別徴収の対象となる老齢基礎年金等を複数受給している場合、どの年金から特別徴収されることとなりますか？

### A 2

特別徴収を行う年金については次のとおり優先順位が決められています。二つ以上の年金を受給されている方の場合、その受給額の多少に関わらず、その優先順位に従って高順位の一つの年金から特別徴収されます。

**【特別徴収を行う年金の優先順位】**

高順位

国民年金法による老齢基礎年金  
↑  
旧国民年金法による老齢年金等  
旧厚生年金保険法による老齢年金等  
旧船員保険法による老齢年金等  
旧国家公務員共済組合法による退職年金等  
移行農林年金のうちの退職年金等

↓

旧私立学校教職員共済組合法による退職年金等  
旧地方公務員共済組合法による退職年金等

低順位

**Q 3**

負担は増えませんか？

**A 3**

公的年金からの特別徴収は納税方法の変更ですので、納めていただく個人住民税の税額に変わりはありません。ただしあくまでも年金所得に係る税額についてです。（それ以外の所得に係る税額は除きます。）

**Q 4**

これまで口座振替で納税していましたが、どうなりますか？

**A 4**

公的年金からの特別徴収が開始される最初の年度は、年度前半の普通徴収1期分と2期分について口座振替になります。また、公的年金等以外に所得がある方につきましては、その所得にかかる個人住民税はそのまま口座振替になります。

**Q 5**

公的年金の所得以外に事業所得があります。事業所得に係る個人住民税についても年金から特別徴収されますか？

## A 5

公的年金所得以外の所得にかかる個人住民税については、年金からの特別徴収は行われず、普通徴収（納付書または口座振替）により納付していただくこととなります。

### 事業所得と年金所得がある方の徴収方法

均等割額	公的年金からの 特別徴収
公的年金分の所得割額	
事業所得分の所得割額	普通徴収

## Q 6

公的年金の所得以外に給与所得があります。この給与から公的年金所得にかかる個人住民税についても、まとめて特別徴収できますか？

## A 6

給与所得にかかる個人住民税は給与から、公的年金所得にかかる個人住民税は年金から徴収されることとなります。この場合個人住民税の均等割額は給与から特別徴収されることとなります。

### 給与所得（特別徴収）と年金所得がある方の徴収方法

均等割額	給与からの 特別徴収
給与分の所得割額	
公的年金分の所得割額	公的年金からの 特別徴収

## Q 7

本年度の個人住民税の税額が6万円（年金所得のみ）です。どのような納め方になるのでしょうか？また来年度はどのようになるのでしょうか？

## A 7

この場合、次のような納め方となります。

### 本年度の納め方（公的年金からの特別徴収 初年度）

月	普通徴収		公的年金からの特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
納税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

### 来年度以降の納め方（公的年金からの特別徴収 2年目以降）

月	公的年金からの特別徴収					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			年税額の残りの1/3		

※来年度の年税額が変われば、10・12・2月の納税額は変わります。

### Q 8

公的年金には、企業年金など日本年金機構以外の公的年金もありますが、このような企業年金や恩給などの公的年金等収入は、特別徴収される税額を決定するための所得に入りますか？

### A 8

特別徴収の対象となる「公的年金等にかかる所得にかかる所得割額」は、企業年金等の年金や恩給などを含めた公的年金等全てを合算して計算した税額をいいますので他の公的年金等も含まれます。

### Q 9

私は64歳で公的年金収入があり、現在会社勤めをしているため、給与収入もあります。個人住民税は年金収入と給与収入を合わせて給与から特別徴収されています。65歳未満の私は引き続き給与からの特別徴収はできますか？

### A 9

65歳未満の方については、公的年金からの特別徴収制度の対象外となるので、引き続き給与から特別徴収できます。しかし、65歳以上の方については、公的年金にかかる住民税は公的年金から、給与に係る個人住民税については給与からの特別徴収となります。